

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の改正案（心臓機能障害）

改正案	現行
<p>[心臓機能障害]</p> <p>1～3（略）</p> <p>（質疑）</p> <p>4. ペースメーカーを植え込みしたもので、</p> <p><u>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）はどのように判断するのか。</u></p> <p>（回答）</p> <p><u>（1）植え込み直後の判断については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）とは、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」（2011年改訂版）のクラスⅠに相当するもの、又はクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2未満のものをいう。</u></p> <p><u>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2以上4未満のものをいう。</u></p> <p><u>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体能力活動（運動強度：メッツ）の値が4以上のものをいう。</u></p>	<p>[心臓機能障害]</p> <p>1～3（略）</p> <p>（質疑）</p>

改正案	現行
<p><u>(2) 植え込みから3年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。</u></p> <p><u>「自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、身体能力活動(運動強度:メッツ)の値が2未満のものをいう。</u></p> <p><u>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、身体能力活動(運動強度:メッツ)の値が2以上4未満のものをいう。</u></p> <p><u>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、身体能力活動(運動強度:メッツ)の値が4以上のものをいう。</u></p>	
<p>(質疑)</p> <p><u>5. ペースメーカを植え込みした者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、18歳未満の者の場合も同様か。</u></p>	<p>(質疑)</p> <p><u>4. 人工ペースメーカを装着した者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、術前の状態にかかわらず、すべて1級として認定してよいか。また、18歳未満の者の場合も同様か。</u></p>
<p>(回答)</p> <p><u>先天性疾患によりペースメーカを植え込みした者は、1級として認定することとしており、その先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すこととして</u> <u>いることから、心疾患によりペースメーカを植え込みした18歳未満の者は1級と認定することが適当である。</u></p> <p><u>また、弁移植、弁置換術を行った者は、年齢にかかわらずいずれも1級として認定することが適当である。</u></p>	<p>(回答)</p> <p><u>年齢にかかわらず、いずれも1級として認定することが適当である。これらは緊急事態を予測して装着するものであり、かつ、これらを取り外すことは生命の維持に支障をきたすのが一般的であることから、認定に当たっては、術前の状態にかかわらないこととしたものである。</u></p>

改正案	現行
<p>(質疑)</p> <p><u>6. 体内植込み型除細動器を装着したものの</u> <u>については、ペースメーカを植え込みし</u> <u>ているものと同様に<u>取り扱うのか。</u></u></p> <p>(回答)</p> <p><u>同様に<u>取り扱うことが適当である。</u></u></p>	<p>(質疑)</p> <p><u>5. 体内植込み型除細動器を装着したもの</u> <u>については、人工ペースメーカを装着し</u> <u>ているものと同様に<u>取り扱うのか。</u></u></p> <p>(回答)</p> <p><u>体内植込み（埋込）型除細動器（IC</u> <u>D）や頻拍停止型の人工ペースメーカを</u> <u>装着したものについても、1級認定する</u> <u>ことは適当である。</u></p>
<p><u>7～8</u>（略）</p>	<p><u>6～7</u>（略）</p>
<p>(質疑)</p> <p><u>9. 本人の肺動脈弁を切除して大動脈弁に</u> <u>移植し、切除した肺動脈弁の部位に生体</u> <u>弁（牛の弁）を移植した場合は、「人工</u> <u>弁移植、弁置換を行ったもの」に該当す</u> <u>ると考えてよいか。</u></p> <p>(回答)</p> <p>肺動脈弁を切除した部位に新たに生体 弁を移植していることから、<u>「人工弁移</u> <u>植、弁置換を行ったもの」と同様に<u>取り</u></u></p> <p><u>扱うことが適当である。</u></p>	<p>(質疑)</p> <p><u>8. 本人の肺動脈弁を切除して大動脈弁に</u> <u>移植し、切除した肺動脈弁の部位に生体</u> <u>弁（牛の弁）を移植した場合は、「人工</u> <u>弁移植、弁置換を行ったもの」に該当す</u> <u>ると考えてよいか。</u></p> <p>(回答)</p> <p>肺動脈弁を切除した部位に新たに生体 弁を移植していることから、<u>1級として</u> <u>認定することが可能である。</u></p>
<p><u>10</u>（略）</p>	<p><u>9</u>（略）</p>